公文書等の管理に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十九号

公文書等の管理に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

公文書等の管理に関する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　仙谷　由人

公文書等の管理に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十号

公文書等の管理に関する法律施行令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第四号及び第五号、第三項第二号、第四項第三号並びに第五項第三号及び第四号、第五条第一項及び第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関）

第一条　公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第二条第三項第二号の政令で定める施設）

第二条　法第二条第三項第二号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　宮内庁の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの

二　外務省の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの

三　独立行政法人等の施設であって、法第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

2　宮内庁長官、外務大臣又は内閣総理大臣は、それぞれ前項第一号から第三号までの規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（法第二条第四項第三号の政令で定める施設）

第三条　法第二条第四項第三号の政令で定める施設は、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（法第二条第四項第三号の歴史的な資料等の範囲）

第四条　法第二条第四項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

一　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

二　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

三　次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

イ　当該資料に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条第一号及び第二号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

ロ　当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法第二条第七項第四号に規定する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ハ　当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

四　当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

五　当該資料に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

（法第二条第五項第三号の政令で定める施設）

第五条　法第二条第五項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　独立行政法人国立文化財機構の設置する博物館

二　独立行政法人国立科学博物館の設置する博物館

三　独立行政法人国立美術館の設置する美術館

四　前三号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したもの

2　内閣総理大臣は、前項第四号の規定により指定をしたときは、当該指定をした施設の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（法第二条第五項第三号の歴史的な資料等の範囲）

第六条　法第二条第五項第三号の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

一　当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

二　当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。